

議案第68号

葛飾区個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例  
上記の議案を提出する。

令和3年12月2日

提出者 葛飾区長 青木克徳

(提案理由)

実施機関が特定個人情報を利用して処理することができる事務に、特別区における東京都の事務処理の特例に関する条例により葛飾区が処理することとされる心身障害者の医療費の助成に関する条例による心身障害者の医療費の助成に関する事務を追加するほか、規定の整備をする必要があるので、本案を提出いたします。

葛飾区個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例  
葛飾区個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例（平成27年葛飾区条例第34号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第19条第10号」を「第19条第11号」に改める。

第4条第2項ただし書及び第3項ただし書中「第19条第7号又は第8号」を「第19条第8号又は第9号」に改める。

第5条第1項中「第19条第10号」を「第19条第11号」に改める。

別表第1の10の項の次に次のように加える。

10の2 区長	特別区における東京都の事務処理の特例に関する条例（平成11年東京都条例第106号）により葛飾区が処理することとされる心身障害者の医療費の助成に関する条例（昭和49年東京都条例第20号）による医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの
---------	---

別表第2の37の項中「（平成11年東京都条例第106号）」を削り、同項の次に次のように加える。

37の2 区長	特別区における東京都の事務処理の特例に関する条例により葛飾区が処理することとされる心身障害	住民票関係情報、医療保険給付関係情報、外国人生活保護関係情報、障害者関係情報又
---------	---	---

	者の医療費の助成に関する条例による医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの	は被害者等支援関係情報であって規則で定めるもの
--	---	-------------------------

付 則

この条例は、公布の日から施行する。